

# 義援金・救援金領収証

清武社会福祉会様

No. 86

一金 104,956 円

□国内災害義援金

□災害救助法適用有

□災害救助法適用無

□海外救援金

但し、平成28年熊本地震義援金として

上記金額を正に領収いたしました

平成 28 年 5 月 11 日

取扱者

末吉

日本赤十字社宮崎県支部

区部社団  
委員会  
本部  
員会  
支会  
事務局  
印事務文書

宮崎市地区 清武区

事務委員 児玉秀樹

(取納地区分区長名)

- 災害救助法適用の国内義援金については、所得税法第78条第2項第1号、法人税法第37条第3項第1号並びに地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号の規定に基づく寄付金に該当します。
- 海外救援金については、所得税法第78条第2項第3号及び法人税法第37条第4項第3号の規定に基づく寄付金に該当します。
- 所得税控除申請（確定申告）の際に、この領収書が必要になりますので保存願います。

(金額を訂正したもの又は取扱者印のないものは無効)